

# 令和5年改正入管法の運用状況

---

出入国在留管理庁

## 保護すべき者を確実に保護

R5. 12. 1

### 1 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）
- 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

R6. 6. 10

### 2 在留特別許可制度の適正化

- 申請手続の創設
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

R5. 12. 1

### 3 難民認定制度の運用の見直し

[ 衆議院における修正事項 ]

- 面接における申請者の心情等への適切な配慮
  - 難民の出身国情報の充実
  - 難民調査官の調査能力の向上
- [ 法改正事項ではない事項 ]
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化

R6. 6. 10

R5. 11. 1

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請 などに関する所要の改正

## 送還忌避問題の解決

R6. 6. 10

### 1 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（=送還停止効）ところ、その例外規定を創設
  - ・ 3回目以降の申請者
  - ・ 3年以上の実刑前科者
  - ・ テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

### 2 罰則付きの退去等命令制度

- 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す
- ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
  - ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

### 3 自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）

## 収容を巡る諸問題の解決

R6. 6. 10

### 1 収容に代わる監理措置

- 監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設
- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付
- 被収容者につき、3か月ごとに収容の要否を必要性的に見直す

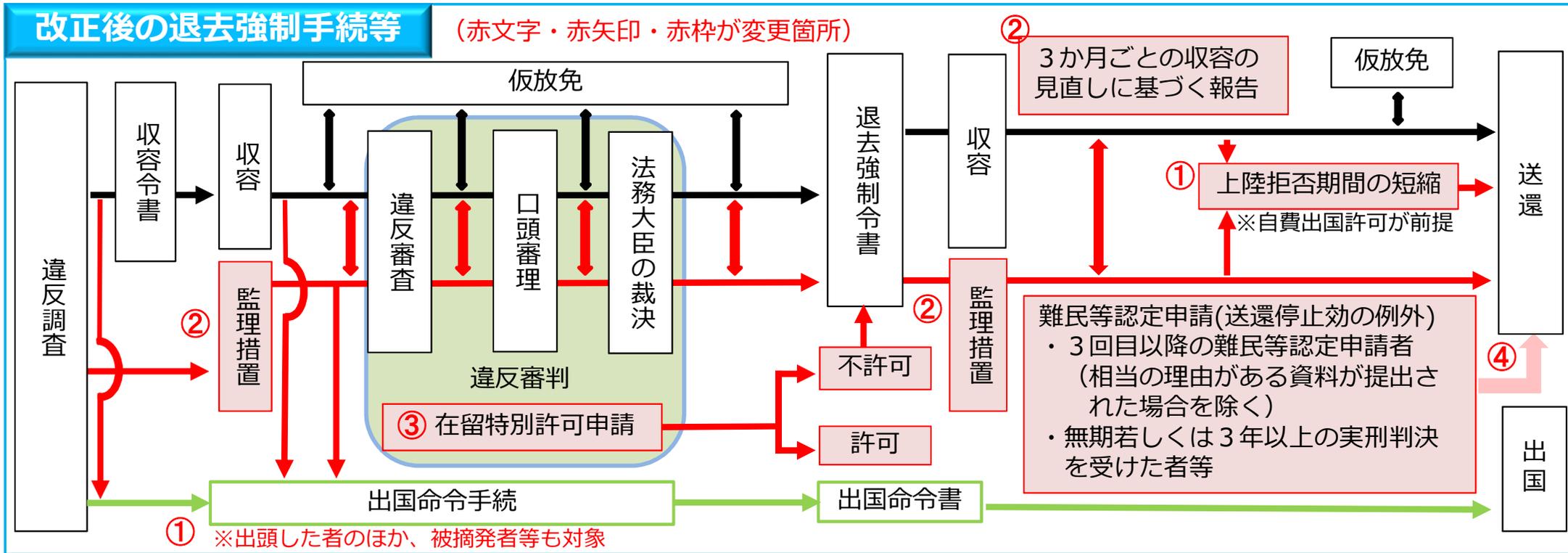
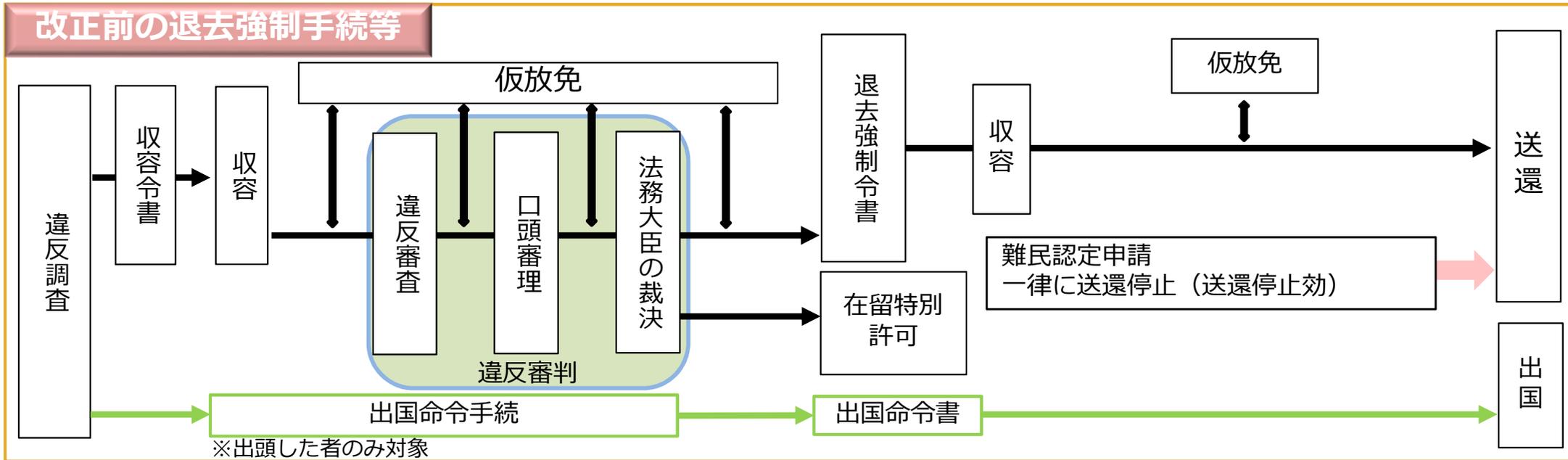
### 2 仮放免の在り方の見直し

- 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

### 3 適正な処遇の実施

- 常勤医師の兼業禁止を緩和
- 強制治療に関する規定(拒食対策)
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など

# 令和5年改正入管法改正前後の退去強制手続等



## 自発的な帰国を促す措置

改正前

- 上陸拒否期間  
強制送還：原則5年  
↔ 出国命令：1年
- 出国命令は、出頭した者のみ  
⇒ 被摘発者等は短縮されない

改正後の内容

- 被摘発者等も出国命令の対象に追加（※）
- 自費出国（強制送還）の場合も上陸拒否期間を短縮可（※）（5年→1年）とする

※ 短期滞在で再上陸する場合は5年のまま

### ○ 出国命令制度

出国命令書の交付件数

R5.6~12  
5,799件

R6.6~12  
5,901件

24条の3第1号イ 4,833件  
(出頭した者のみ)  
(新設)  
24条の3第1号ロ 1,068件  
(被摘発者等)

※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値

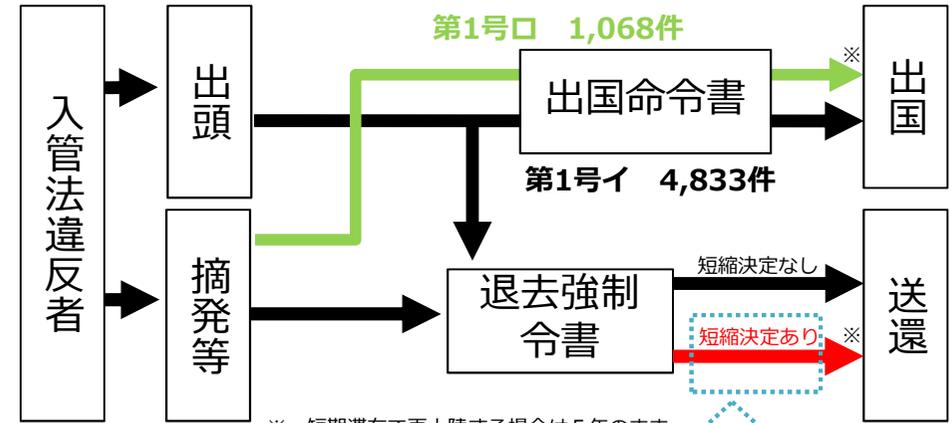
### ○ 上陸拒否期間の短縮決定（新設）

R6.6~12  
申請 199件  
決定 **153件**  
非決定 41件  
終止 1件  
未処理 4件

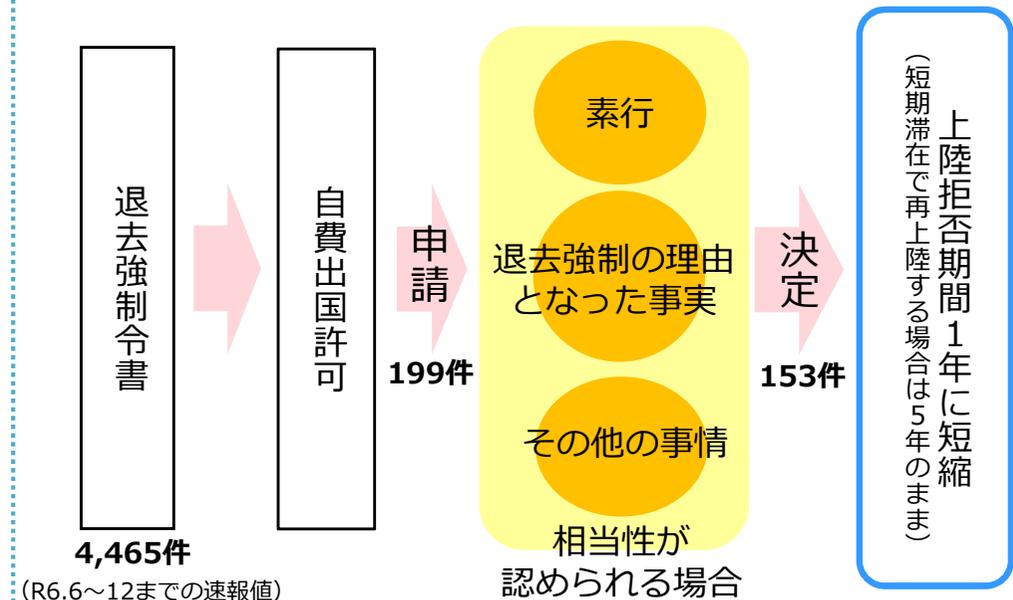
※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値

## 出国命令制度・上陸拒否期間の短縮決定（令和6年6月10日以降）

（緑字が出国命令、赤字が上陸拒否期間の短縮決定の新設箇所）



## 上陸拒否期間の短縮決定



# 令和5年改正入管法の運用状況②

## 監理措置の創設・仮放免の見直し

改正前

- ・収容が原則であり、被収容者の収容を解く手段は仮放免しかなく、実務上、仮放免を柔軟に活用
- ・仮放免は、逃亡を防止する手段が十分でなく、多数の逃亡事案が発生
- ・「送還可能のとき」まで収容することとされており、送還忌避者は収容が長期化

改正後の内容

- ・監理人の監理の下で、逃亡を防止しつつ、収容しないで退去強制手続を進める「監理措置」を創設
- ・仮放免を許可すべき場合を限定し、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により、収容を一時的に解除する制度とした
- ・長期収容を防止する観点から、3か月ごとに収容の要否を見直し、出入国在留管理庁長官においても、その判断の適正を確認する仕組みを導入

### ○監理措置・仮放免

R5.6～12

- ・退去強制令書発付前  
仮放免許可 719件
- ・退去強制令書発付後  
仮放免許可 891件

R6.6～12

- ・退去強制令書発付前  
監理措置決定 647件  
仮放免許可 42件
- ・退去強制令書発付後  
監理措置決定 476件  
仮放免許可 85件

※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値



運用状況

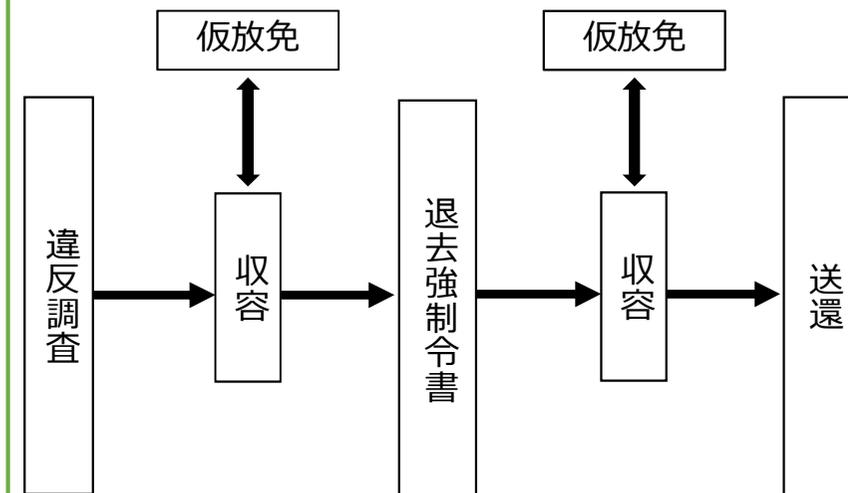
- ※ 監理人として選定された者は、9割以上が被監理者の親族・知人となっており、その他には、元雇用主、弁護士、行政書士、支援者などとなっている
- ※ 令和6年末現在、監理措置決定を受けた者で所在不明になっている者はいない
- ※ 退去強制令書発付前の被監理者であれば、生計の維持に必要な範囲内で就労を認められることがある（令和6年末までに6件の申請があり、そのうち2件が許可されている）

### ○3か月ごとの収容の見直しに基づく報告

- ・報告を受けた件数 128件
- ・監理措置決定をすべきことを命じた件数 10件

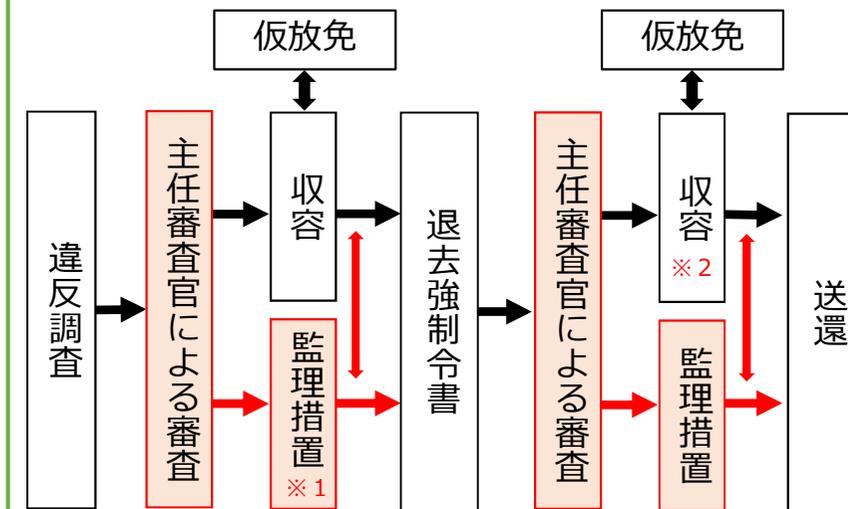
※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値

### 退去強制手続（令和6年6月9日まで）



### 退去強制手続（令和6年6月10日以降）

（赤矢印・赤枠が変更箇所）



※1 退去強制令書発付前であれば、申請により、就労を認められることがある

※2 退去強制令書発付後は、3か月ごとに収容の要否を見直し

## 在留特別許可の適正化

改正前

- ・法務大臣が広範な裁量により判断し、本人の申請手続なし  
⇒ 判断過程・理由につき、透明性の確保が必要
- ・違反審判手続（三審制）の最終段階で判断
- ・難民認定手続においても在留特別許可の判断を行う  
⇒ 違反事実それ自体に争いが無い場合であっても、違反審査手続（三審制）の最終段階である法務大臣への異議の申出を経なければ、在留特別許可の判断がされなかった  
在留特別許可を目的とする難民認定申請を誘発

改正後の内容

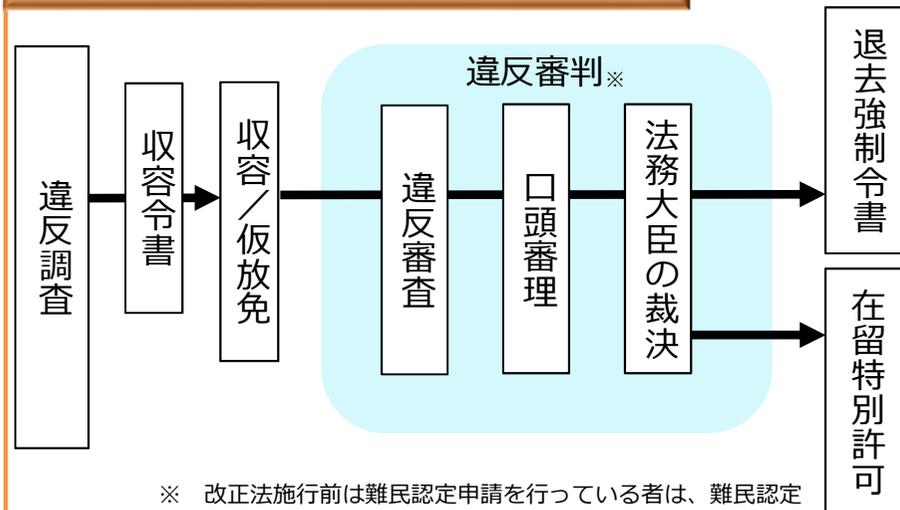
- ・ 申請手続を創設  
⇒ 在留特別許可の申請は、收容令書による收容又は監理措置決定を受けてから、退去強制令書が発付されるまでの間に行うことができる
- ・ 考慮事情を明確化
- ・ 不許可の場合には理由を告知
- ・ 在留特別許可と難民認定手続を分離
- ・ 在留特別許可の申請があった場合には、法務大臣への異議の申出を経ることなく、違反事実が確定した段階で、在留特別許可の判断がされる

運用状況

	(参考) R5.6~12		R6.6~12
異議申出	1,484件	申請	2,016件
<b>許可</b>	<b>692件</b>	<b>許可</b>	<b>463件</b>
退令発付	730件	不許可	371件
終 止	124件	終 止	46件
未 処 理	1,036件	未 処 理	1,136件

※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値

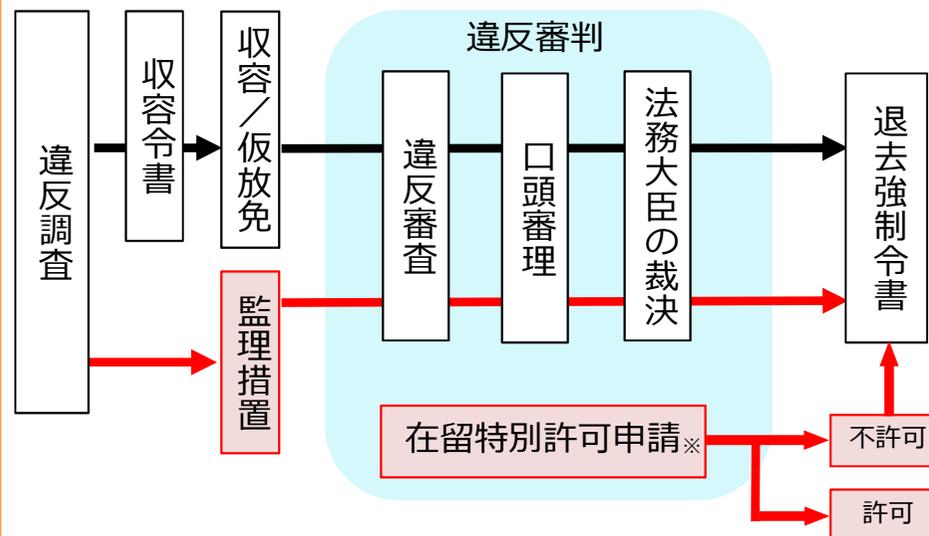
## 退去強制手続（令和6年6月9日まで）



※ 改正法施行前は難民認定申請を行っている者は、難民認定手続において在留特別許可の可否判断がされていた

## 退去強制手続（令和6年6月10日以降）

(赤矢印・赤枠が変更箇所)



※ 難民認定申請を行っている者であっても、在留特別許可申請に基づき、退去強制手続において在留特別許可の可否判断がされる

# 令和5年改正入管法の運用状況④

## 送還停止効の例外規定

## 退去の命令制度

改正前

難民認定申請中は一律に送還停止  
 ⇒ 難民認定申請をすれば、申請の回数や理由等を問わず、殺人等の重大犯罪を犯した者やテロリスト等でも退去させることができない

以下の者に退去を強制する手段がない

- ① 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
- ② 航空機内で暴れるなどの送還妨害行為に及び、搭乗拒否となる者

改正後の内容

以下の者につき**例外規定を創設**  
 ① 3回目以降の難民等認定申請者  
 (難民等と認定すべき「相当の理由のある資料」を提出した者を除く)  
 ② 3年以上の実刑前科者  
 ③ テロリスト等

**退去を義務付ける罰則付きの命令制度を創設**

※ 対象は上記①②に限られ、送還忌避者全般に適用されるものでない

### 送還停止効の例外を適用して送還した人数 19人

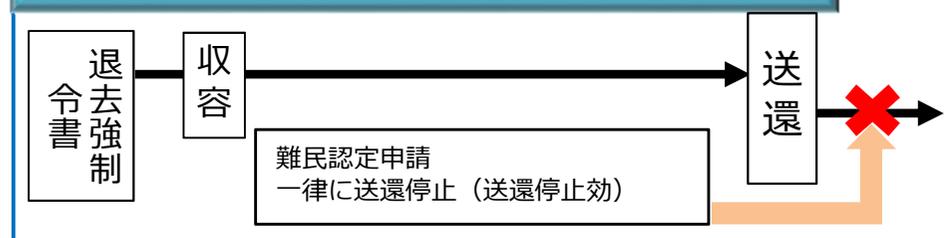
- (内訳)
- ・ 3回目以降の難民等認定申請者 (注) 17人
  - ・ 無期若しくは3年以上の実刑判決等 2人
- (注) 「相当の理由のある資料」を提出したため送還計画を中止した者は1人であった

令和6年の実績はない

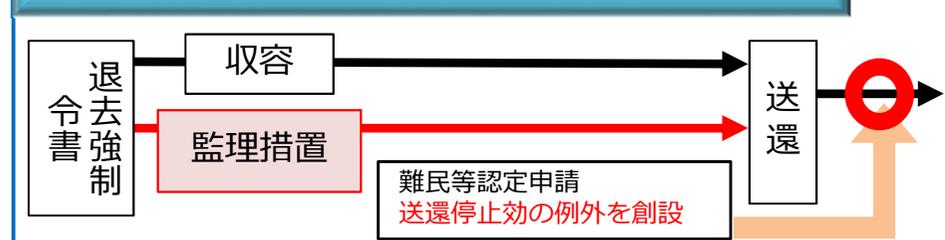
(参考) 被送還者数 (送還手法別)

	令和5年	令和6年
総数	8,024	7,698 (4,371)
自費出国	7,127	6,808 (3,837)
国費送還 (護送官なし)	695	581 (345)
<b>国費送還 (護送官あり)</b>	<b>119</b>	<b>249 (155)</b>
その他	83	60 (34)

### 送還と難民認定手続との関係 (令和6年6月9日まで)



### 送還と難民認定手続との関係 (令和6年6月10日以降)



※ 括弧内は、施行日であるR6.6.10以降の数値

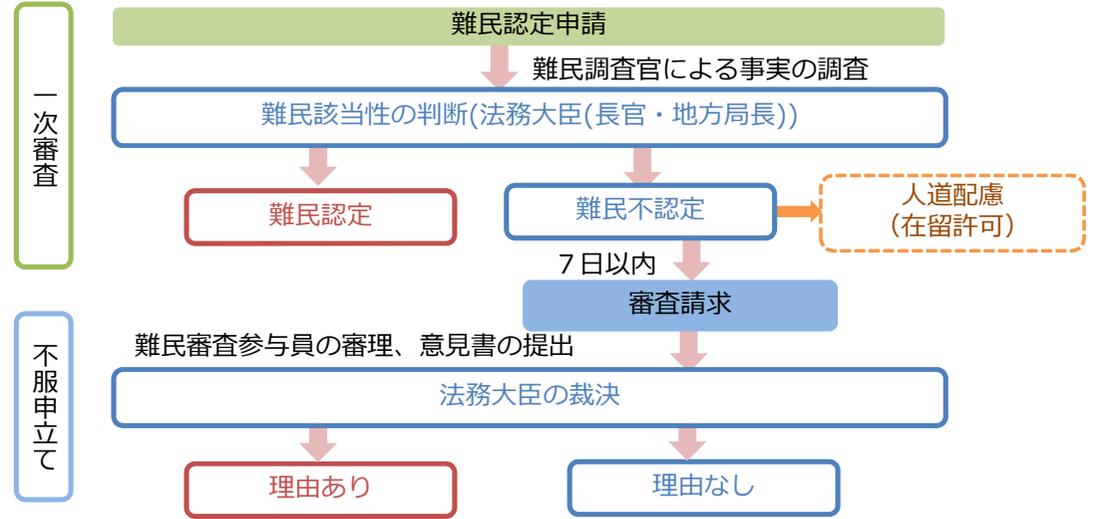
## 「補完的保護対象者」認定制度

紛争避難民など、条約上の難民と同様に保護すべき者を保護する制度がなく、法務大臣の裁量で保護  
⇒ より確実に保護する制度が必要

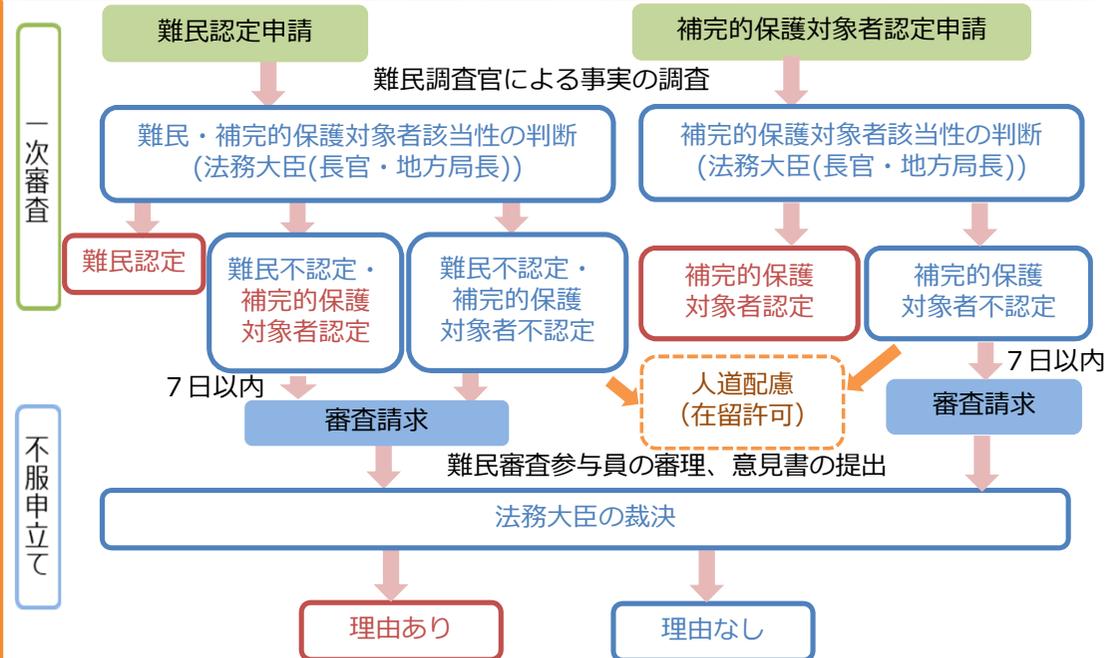
条約上の難民 = ①人種②宗教③国籍④特定の社会的集団の構成員であること⑤政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの

改正前

## 難民認定手続（令和5年11月30日まで）



## 難民認定・補完的保護対象者認定手続（令和5年12月1日以降）



- ・補完的保護対象者の認定制度を創設
- ・定義を充たした者は一律に保護し、「定住者」の在留資格の付与
- ・制度的裏付けのある支援の実現

補完的保護対象者 = 条約上の難民の要件のうち、迫害を受けるおそれの理由以外の要件を満たす者

改正後の内容

- ・補完的保護対象者認定者（R5.12～R6.12）  
**1,663人**（うち2人は、R5に認定）
- ・認定した者には、原則として「定住者」の在留資格を付与
- ・日本語教育や生活ガイダンスを受講できる定住支援プログラムを実施（受講者の合計は212人）

運用状況  
(令和5年12月1日施行)